

7 国基準省令と県基準条例の対照表(介護老人保健施設)

関係省令	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号)
------	---

福祉保健部長寿社会課

【介護老人保健施設】

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例
趣旨(第1条)	趣旨(第1条)
基本方針(第1条の2)	基本方針(第2条)
厚生労働省令で定める施設(第3条)	介護老人保健施設が有すべき施設(第3条)
従業者の員数(第2条)	人員に関する基準(第4条)
厚生労働省令で定める施設(第3条) 構造設備の基準(第4条)	設備に関する基準(第5条)
—	運営に関する基準(第6条)
内容及び手続の説明及び同意(第5条)	内容及び手続の説明及び同意(第7条)
提供拒否の禁止(第5条の2)	提供拒否の禁止(第8条)
サービス提供困難時の対応(第5条の3)	サービス提供困難時の対応(第9条)
受給資格等の確認(第6条)	受給資格等の確認(第10条)
要介護認定の申請に係る援助(第7条)	要介護認定の申請に係る援助(第11条)
入退所(第8条)	入退所(第12条)
サービスの提供の記録(第9条)	サービスの提供の記録(第13条)
利用料等の受領(第11条)	利用料等の受領(第14条)
保険給付の請求のための証明書の交付(第12条)	保険給付の請求のための証明書の交付(第15条)
介護保健施設サービスの取扱方針(第13条)	介護保健施設サービスの取扱方針(第16条)
施設サービス計画の作成(第14条)	施設サービス計画の作成(第17条)
診療の方針(第15条)	診療の方針(第18条)
必要な医療の提供が困難な場合等の措置等(第16条)	必要な医療の提供が困難な場合等の措置等(第19条)
機能訓練(第17条)	機能訓練(第20条)
看護及び医学的管理の下における介護(第18条)	看護及び医学的管理の下における介護(第21条)
食事の提供(第19条)	食事の提供(第22条)
相談及び援助(第20条)	相談及び援助(第23条)
その他のサービスの提供(第21条)	その他のサービスの提供(第24条)
入所者に関する市町村への通知(第22条)	入所者に関する市町村への通知(第25条)
管理者による管理(第23条)	管理者による管理(第26条)
管理者の責務(第24条)	管理者の責務(第27条)
計画担当介護支援専門員の責務(第24条の2)	計画担当介護支援専門員の責務(第28条)
運営規程(第25条)	運営規程(第29条)
勤務体制の確保等(第26条)	勤務体制の確保等(第30条)
定員の遵守(第27条)	定員の遵守(第31条)
非常災害対策(第28条)	非常災害対策(第32条)
衛生管理等(第29条)	衛生管理等(第33条)
協力病院(第30条)	協力病院(第34条)
掲示(第31条)	掲示(第35条)
秘密保持等(第32条)	秘密保持等(第36条)

居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止（第33条）	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止（第37条）
苦情処理（第34条）	苦情処理（第38条）
地域との連携等（第35条）	地域との連携等（第39条）
事故発生の防止及び発生時の対応（第36条）	事故発生の防止及び発生時の対応（第40条）
会計の区分（第37条）	会計の区分（第41条）
記録の整備（第38条）	記録の整備（第42条）

【ユニット型介護老人保健施設】

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例
この章の趣旨（第39条）	この章の趣旨（第43条）
基本方針（第40条）	基本方針（第44条）
厚生労働省令で定める施設（第41条）	ユニット型介護老人保健施設が有すべき施設（第45条）
厚生労働省令で定める施設（第41条）	設備に関する基準（第46条）
—	運営に関する基準（第47条）
利用料等の受領（第42条）	利用料等の受領（第48条）
介護保健施設サービスの取扱方針（第43条）	介護保健施設サービスの取扱方針（第49条）
看護及び医学的管理の下における介護（第44条）	看護及び医学的管理の下における介護（第50条）
食事（第45条）	食事の提供（第51条）
その他のサービスの提供（第46条）	その他のサービスの提供（第52条）
運営規程（第47条）	運営規程（第53条）
勤務体制の確保等（第48条）	勤務体制の確保等（第54条）
定員の遵守（第49条）	定員の遵守（第55条）
準用（第50条）	準用（第56条）

※医師、看護師の員数に係る部分の基準及び療養室、診察室、機能訓練室に係る部分の基準は、引き続き厚生労働省令(国基準省令)において定めることとされましたので、「山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例」においては、これら以外の部分の基準を定めています。